

## 千葉市公民館設備の実費徴収に関する要綱

(趣旨)

第1条 千葉市公民館の設備の利用に伴う実費徴収については、千葉市公民館設置管理条例（昭和44年千葉市条例第23号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(実費の種類)

第2条 下表に定める公民館の設備を利用する者は、指定管理者に下表に掲げる実費相当額を支払うものとする。

設備の名称	支払単位	金額
陶芸窯	窯利用1回あたり	3,300円
複写機	印刷面1面あたり	10円
孔版印刷機	印刷原紙作成1枚あたり	30円
	インク代 印刷面1面あたり	0.5円 (1円未満の端数切捨て)

(既納実費の不返還)

第3条 既に支払われた実費は、返還しない。ただし、指定管理者は、利用者の責めに帰さない理由により利用することができなくなったときその他特別の理由があると認めるときは実費の全部又は一部を返還することができる。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、公民館設備の利用及び実費の徴収に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 千葉市公民館陶芸窯の利用に関する要綱は、廃止する。

附則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第2条の規定は、平成31年10月1日以後の利用に係る実費について適用し、同日前の利用に係る実費については、なお従前の例による。